

シングルマザー専用シェアハウスの注意事項について

シングルマザー専用シェアハウスにつきましては、シングルマザー支援の目的に特化した住宅であるため、次のきまりがあります。

1. 入居できる世帯は中学生以下の第一子と同居する母子世帯に限定されます。
また、県営住宅は入居の許可を得た方以外は居住できませんが、シェアハウスにおいて、入居後、新たに同居ができるのは中学生以下の実子（養子も含む）のみに限られ、同居承認の手続きを行っていただくことにより認められことがあります。
なお、入居後に出産等により世帯構成が変わる場合は、異動の手続きをしていただく必要があります。
2. 入居期間は当初入居の第一子が中学校を卒業する年度の3月31日までです。たとえ、第一子のほかに子がいる場合でも明け渡しとなります。
退去する15日前までに返還手続きを行い、期間内に住宅を明け渡ししていただきます。
3. 入居者がその理由にかかわらず中学生以下の子と同居する母子世帯でなくなった場合（同居している子の退去や名義人の婚姻等により配偶者等を有した場合など）は、住宅を明け渡ししていただきます。
4. 入居名義人が退去等により不在となった場合、他の方が名義を引き継ぐこと（入居承継）は一切認められません。
5. 入居期間の延長は、いかなる理由があっても一切認められません。
6. 3階へは高校生以上の男性は入室できません。
ただし、業務で入室がやむを得ない職の者（例：群馬県住宅供給公社職員、電気水道等の検針員、住宅・設備の修繕業者、担任教師の家庭訪問等）にあっては、男性であっても必要最小限の時間での入室は認められます。
7. 家賃のほかに発生する費用負担は以下の項目となります。
①駐車場を契約した場合の駐車場使用料

②3階共有リビングの消耗品や光熱水費

③A棟全体の共益費（共用灯、エレベーター、ポンプ等の電気代）

8. 3階の入居者同士での積極的な交流をお願いします。

※ご不明な点は、群馬県住宅供給公社管理部管理課までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉群馬県住宅供給公社 管理部管理課

電話 027-223-5811